



藤健福第1-780号

平成21年10月23日

移動支援事業サービス提供事業者 様

藤井寺市福祉事務所長



移動支援事業の適正な運用について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近頃、移動支援事業の受給者証の有効期間が終了しているにもかかわらず、サービスを提供し、費用を本市に請求するケースが多々あります。有効期間外の利用は決定時間及び利用者負担額の変更が考えられ、必ずしも従来の認定どおりの決定が下りるとは限りません。

つきましては、平成21年11月利用分以降の請求に関して、受給者証の有効期間が終了している状態で移動支援事業を提供し、本市に請求された場合、決定期間外の請求として、支払いには応じられない場合がありますので、必ずサービスを提供する前に受給者証及び契約内容を確認していただき、本事業の適正な運用をお願いいたします。

以上

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課